

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

（人的資本投資）

成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。

（中略）社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境を整備する。学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。

（中略）人への投資や強力な就職支援を通じて円滑な労働移動を図り、成長分野等における労働需要に対応する。

（多様な働き方の推進）

（略）専門知識・技能を持った新卒学生や既卒数年程度の若者について、より一層活躍できるようにする観点から、その就職・採用方法を産・学と共に検討し、年度内を目途に一定の方向性を得る。

2. 社会課題の解決に向けた取組

(2) 包摂社会の実現

（就職氷河期世代支援）

就職氷河期世代の就労や社会参加への支援について、今年度までの3年間の集中取組期間に加え、2023年度からの2年間で「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる。公務員等での採用を推進し、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援を行い、民間企業での採用等を促すとともに、個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援に取り組む。第二ステージを含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について30万人増やすことを目指す。

（デジタル田園都市国家構想）

「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、(1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2)ハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3)デジタル人材の育成・確保、(4)誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。

（中略）デジタル推進人材を2026年度末までに230万人育成する取組を進める。

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(5) 対外経済連携の促進

（外国人材の受入れ・共生）

（略）技能実習制度について人権への配慮等の運用の適正化を行う。（中略）制度の在り方に関する見直しの検討を行う。

第4章 中長期の経済財政運営

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

（官民連携による計画的な重点投資の推進）

（略）投資促進に向けては、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GXへの投資」、「DXへの投資」を重点投資分野に位置付ける。計画的な投資と課題解決に必要な制度改革を含めたロードマップ(※)を官民で共有し、それに基づいて、必要な財源を確保しつつ、事業の性質に応じた基金や、税制も活用しながら、大胆な重点投資を、官民連携の下で中長期的かつ計画的に推進する。

※「人への投資」を強化する3年間で4,000億円規模の施策パッケージ(中略)等。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）（人材開発施策主要部分抜粋）

○実行計画

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化

① 自分の意思で仕事を選択することが可能な環境（学びなおし、兼業推進、再就職支援）

（略）従業員、経営者、教育サービス事業者など一般の方から募集したアイデアを踏まえた、3年間で4,000億円規模の施策パッケージに基づき、非正規雇用の方を含め、能力開発支援、再就職支援、他社への移動によるステップアップ支援を講じる。およそ100万人程度の方が利益を受けると想定される。

更に教育訓練投資を強化して、企業の枠を超えた国全体としての人的資本の蓄積を推進することで、労働移動によるステップアップを積極的に支援していく。

Off-JTの研修費用が低くとどまり、かつ、近年更に低下傾向にある日本企業の人的投資について、早期に少なくとも倍増させ、更にその上を目指していく。

③ デジタル人材育成・専門能力蓄積

（略）大企業、中小企業、IT企業で求める人材が異なる中、デジタル実装を進め、地域が抱える課題の解決を牽引するデジタル人材について、現在の100万人から、本年度末までに年間25万人、2024年度末までに年間45万人育成できる体制を段階的に構築し、2026年度までに合計330万人を確保する。

○フォローアップ

Ⅰ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化

(リカレントの推進)

・教育訓練給付でのデジタル分野講座の充実のため、2022年度に関係府省間で連携して講座指定手続を簡素化するとともに、デジタル技術の進展を踏まえた職業訓練のデジタル関連分野への重点化を行う。

・労働者の主体的な学び直しをしやすくするため、教育訓練給付制度におけるオンラインや土日・夜間の講座を増やすとともに、デジタル人材育成プラットフォームポータルサイト等との連携により教育訓練給付の対象講座の情報発信を強化する。

・オンラインや土日・夜間も含めてジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを労働者が利用しやすい環境整備を行う。また、ジョブ・カードをオンライン上で作成・登録できる作成支援サイトを構築し、2022年度中に運用を開始する。

・公的職業訓練について、2022年度に、デジタル等の人材ニーズに即した訓練コースを設定するとともに、ITリテラシーを有する人材を育成するための職業訓練を行う。また、効果的に職業訓練を実施するため、職業訓練でVR等ICT機器を積極的に活用する。

2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資

(5) 大学教育改革

(多様な学びの推進)

・2022年10月の技能五輪国際大会に参加する中核技能人材の海外訓練や国内合同訓練を支援するとともに、当該大会の広報・周知を図る。

II 実施事項

5. 個別分野の取組

＜人への投資＞

(4) 個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進

No.8 多様な働き手の長期的なキャリア形成に向けた能力開発支援

- a 厚生労働省は、個人の能力開発・キャリア形成の目標が明確となるよう、各企業で職務に必要な能力・スキル等が明確化されることを求めるとともに、個人の学び・学び直しにより身に付けた能力・スキルについて適切な評価を行うことが望ましい旨を示した社会人の職業に関する学び・学び直しを促進するためのガイドラインを策定し、企業におけるこれらの取組を推進する。【令和4年措置】
- b 厚生労働省は、キャリアコンサルタントの質の向上に向けて、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向けの研修を実施しているところ、個人が自身の長期的なキャリアパスについてのビジョンを持てるようなキャリアコンサルティングが着実に実施され、企業における活用が普及するよう、必要な措置を講ずる。【令和4年度措置】
- d 厚生労働省は、これまで雇用保険制度においてキャリア形成支援施策を行ってきたが、多様な働き方が普及する中、フリーランス等雇用保険に加入できない働き方を選択する人が支援策の対象とならない制度上の限界を踏まえ、多様な働き手に対するキャリア形成支援について既存制度の利用を促進するとともに、支援の在り方について検討を行う。【令和4年度検討開始】

No.10 産業界や地域の実情に即した学び直しや能力開発の実現に向けた支援

- a 厚生労働省、文部科学省、経済産業省は、リカレント教育を総合的かつ効果的に推進するため、関係施策が産業界のニーズを踏まえてより実効性のあるものとなるよう、引き続き更なる連携強化を図る。【令和4年度措置】
- b 厚生労働省は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)において、労使団体やリカレント教育を行う大学等を含む幅広い関係者による都道府県単位の協議会の設置について定めたところであるが、地域ごとのニーズに即応した実効的な職業訓練の実現を図るため、訓練内容について受講者や企業からの評価等を踏まえた効果検証及び見直しを継続的に行う。【令和4年度措置】

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）（人材開発施策主要部分抜粋）

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

(3) デジタル人材の育成・確保

（デジタル人材の育成・確保の方針）

（略）専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の社会課題解決を牽引する人材を「デジタル推進人材」と位置付け、育成・確保していく。「デジタル推進人材」とは具体的には、ビジネスアーキテクト（ビジネスの現場においてデジタル技術の導入を行う全体設計ができる人材）や、データサイエンティスト（AIを活用して多くのデータから新たな知見を引き出せる人材）等が想定され、その育成・確保の数値目標としては、デジタル社会の推進に最低限必要な人数をマクロ的観点から大胆な仮説をもとに推計し、330万人と設定する。この330万人と、現在の情報処理・通信技術者の人数である約100万人との差である、230万人を育成・確保するため、2024年度末までに年間45万人育成する体制を整え、2026年度末までに230万人の育成を目指すこととする。

これらの取組を進めるに当たっては、

- ① デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ② 職業訓練のデジタル分野の重点化
- ③ 高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- ④ デジタル人材の地域への還流促進

の4つを重点領域として、関係省庁が連携し、政府全体として計画的に取り組む。

第3章 各分野の政策の推進

3. デジタル人材の育成・確保

(2) 職業訓練のデジタル分野の重点化

① 職業訓練のデジタル分野の重点化

(a) 人材開発支援助成金等によるデジタル人材の育成

・企業によるデジタル人材の育成を促進するため、人材開発支援助成金において、IT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成の対象に位置付け、企業によるデジタル人材育成の強化等に取り組む。

(b) 離職者等向けの支援（職業訓練）によるデジタル人材の育成

・離職者等のデジタル分野の職業訓練の活用を促すため、公的職業訓練について、IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せ等によるデジタル分野のコース設定の促進等、デジタル分野の重点化を実施するとともに、制度の一層の周知・広報に取り組む。

・離職者等による自発的な能力開発を支援する教育訓練給付について、高等教育機関等におけるリカレント教育プログラム及び産業界で求められるスキル標準やそれに紐づく教育コンテンツ等、関係省庁の取組との連携により、デジタル分野の指定講座の充実を行うとともに、制度の一層の周知・広報に取り組む。また、「生産性向上人材育成支援センター」において、DX人材をはじめ中小企業の人材育成に関する相談支援を行える体制を整備した上で、DXの加速化などの環境変化に対応した生産性向上支援訓練を拡充する。

(c) 地域のニーズに合った訓練コースの設定の促進

・職業訓練に地域のニーズをより適切に反映させるため、2022年10月に施行される改正職業能力開発促進法に規定された都道府県を単位とした地域の関係機関による協議会を活用し、デジタル分野を含む地域の今後の産業展開も踏まえた必要なスキルを習得する訓練コースの設定を促進していく。

(d) 民間からの提案を踏まえたデジタル人材育成の強化

・企業や労働者の訓練ニーズに対応した支援に強力に取り組んでいく観点から、3年間で4,000億円規模の施策パッケージにより募集した民間提案を踏まえて、人材開発支援助成金の訓練メニューの高率助成化や教育訓練給付の指定講座の充実などデジタル人材育成の更なる強化を行うとともに、制度の一層の周知・広報に取り組む。